

道の駅「花の駅 千曲川」ビジターセンター レンタル品利用規約

本規約は、道の駅「花の駅 千曲川」ビジターセンター（以下「当センター」といいます）のレンタルを利用するお客様に対して適用されるものとします。なお、この規約に定めのない事項については、法令または一般の慣習によるものとします。

第1条（目的）

当センターは、当センターの利用を通じて、お客様の信越自然郷エリアでの旅行体験の充実を図ることを目的とします。

第2条（利用資格）

レンタル品は、次の各号に適合するお客様が利用することができます。

1. 当センターの趣旨に賛同し、本規約およびその他の法令等を守ることができる方。
2. 当センターおよび関係施設からの連絡が可能な連絡手段の確保ができる方。
3. レンタル品を利用した活動に耐えうる健康状態の方。
4. 酒気を帯びていない方。
5. 18歳未満の場合、貸出期間中、親権者または18歳以上の方（以下「保護者」といいます）が同伴できる方。同伴できない場合は、保護者のレンタル利用への同意が当センターで確認できる方。保護者は本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。
6. その他、当センターが利用に適すと判断した方。

第3条（予約）

1. お客様は、当センターへ電話またはメールもしくはWEB予約をすることで、事前予約を行うことができます。
2. 予約の際は、使用者の氏名、電話番号、貸出し希望日時をお伝えください。
3. 状況により、ご希望のレンタル品を貸出しできない場合があります。
4. 予約なしでも、当日の貸出しは可能です。ただし、事前予約のお客様を優先とします。
5. 貸出し日当日、予約時間に遅れそうな場合は、予約時間になる前に当センターまで電話連絡をしてください。

第4条（予約のキャンセル）

1. お客様は、当センターに連絡をすることで、予約をキャンセルすることができます。
2. 事前の連絡がなく、予約時間から1時間が経過した場合、自動キャンセルとなります。
3. 第2条に該当しなくなった時。

第5条（利用申込手続き）

利用申込の手続きは、以下の通りとします。

レンタル申込書に所定事項を記入します。

1. レンタル申込書と身分証明書を、当センタースタッフに渡します。なお、当センタースタッフは、身分証明書を確認の上、コピーもしくは番号等を控えるものとします。
2. 貸出料金の精算を行います。貸出料金は、別途定めた通りとし、原則として前払いで精算するものとします。
3. 当センタースタッフから、貸し出すレンタル品について、取扱い方法と加入保険の説明を行います。
4. 当センタースタッフは、お客様に合わせてレンタル品を調整し、整備不良がないことをともに確認します。
5. 当センタースタッフは、お客様にレンタル品をお渡しします。

第6条（貸出商品の返却）

1. お客様は、レンタル品を返却予定時間までに当センターに返却してください。
2. レンタル品は、貸し出したときと同じ状態で返却してください。異常または故障があった場合は、速やかに当センタースタッフにお伝えください。

第7条（貸渡契約の成立）

1. レンタル品の貸渡契約は、当センターが貸出料金を受け取り、お客様にレンタル品を渡したときに成立します。
2. 事故・盗難その他当センターおよび関係施設の責によらない事由により、お客様が予約したレンタル品を貸し出すことができない場合には、当センターはお客様からの予約への承諾を取り消すことができるものとします。

第 8 条（利用申込の無効）

当センターおよび各運営施設は、お客様が貸出期間中に次の各号に該当したときは、何らの通知をすることなくお客様からの申込を無効とし、直ちにレンタル品の返還を請求することができるものとします。この場合、第 5 条で当センターが受け取った貸出料金は一切返納いたしません。

1. 本利用規約に反する行為を行ったとき。
2. お客様の責に帰すべき事由により事故を起こしたとき。
3. 第 2 条に該当しなくなったとき。

第 9 条（貸出期間超過）

1. 返却予定時間を過ぎそうな場合、速やかに当センターへ連絡してください。
2. 貸出期間を超過して返却した場合、お客様は超過した期間のレンタル料金を支払うものとします。
3. 返却遅延により次の申込者が使用できない等、第三者に損害を与えた場合は、お客様がその損害を賠償するものとします。
4. 返却予定時間を経過しても、お客様からの連絡がなく返却がない場合は、電話・郵便・電子メール等で確認する場合があります。なお、お客様が当センターにご連絡をしない場合であっても、本規約に従い追加料金は発生します。

第 10 条（更衣室・シャワー室、手荷物の預かり等施設利用）

1. レンタルご利用のお客様は、当センター内の各施設をご利用できます。
2. 当センター内の各設備について、マナーを守り適切に使用してください。
3. レンタルをご利用頂くお客様の手荷物はお預かりすることができます。貴重品の管理はお客様自身で行うものとします。盗難が発生した場合、当センターは一切その責を負いません。
4. 当センターの営業時間外の利用はできません。

第 11 条（故障・破損）

1. レンタル品について、故障または破損した場合は直ちに使用を中止し、当センターへ連絡してください。
2. お客様の責に帰すべき事由により、レンタル品を故障または破損した場合、損害金額をお客様に請求する場合があります。

第 12 条（盗難・紛失）

1. 盗難または紛失があった場合、速やかに当センターへ連絡してください。
2. お客様の責に帰すべき事由により、レンタル品を盗難または紛失した場合、損害金額をお客様に請求する場合があります。

第 13 条（事故）

1. 貸出期間中に事故にあった場合、お客様自身の安全を確保したのち、速やかに当センターまで連絡してください。
2. 必要な場合は、警察・救急に連絡する等、法令で定められた処置をお客様自身でとってください。
3. お客様の責に帰すべき事由により、当センターまたは第三者に損害を与えた場合、お客様はこれを賠償するものとします。
4. レンタサイクル利用時の傷害等につきましては、当センター加入の保険適用の補償範囲内で補償いたします。
5. 事故についての示談等が必要な場合には、お客様自らの責任で行っていただきます。当センターおよび各運営施設は、事故についての一切の責任を負いません。
6. 自転車の故障によってお客様や第三者に損害が発生したとしても、当センターおよび各運営施設は一切の責任を負いません。

第 14 条（禁止行為）

1. お客様は貸出期間中、レンタル申込書に記入した使用者以外の方に、レンタル品を使用させてはいけません。
2. お客様は貸出期間中、次に定める禁止行為を行ってはいけません。
 - (1) 無謀な運転、酒気帯び運転、その他交通規則に違反する行為。
 - (2) 危険箇所、不適切な場所または方法での使用。
 - (3) 歩行者等の通行障害となるような行為。
 - (4) レンタル品の構造・装置等の改造および変更。
 - (5) 自転車乗車時にヘルメット無着用での走行。
 - (6) その他、法令諸規則に反する行為。

第 15 条（不可抗力事由による途中終了）

貸出期間中、天災その他の当センター、各運営施設および、お客様のいずれの責めにも帰さない不可抗力の事由により、貸出商品が使用不能となった場合には、貸渡契約は終了するものとします。この場合、お客様はその旨をセンターに速やかに連絡するものとし、貸出料金が返還されないことを予め承諾します。

第 16 条（信義則）

本規約の内容に疑義が生じた場合、または本規約に記載していない事項が生じた際は、お客様、当センターおよび各関係施設は、誠意を持って協議し、解決に努めるものとします。

第 17 条（合意管轄裁判所）

本規約に基づく権利および義務について紛争が生じたときは、（社）信州いいやま観光局または当センターを管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とすることに合意します。